

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名：(株)ぐりーん

評価実施期間：平成29年12月7日～30年9月20日

1 評価機関

名称	特定非営利活動法人 ふくてつく
所在地	大阪市住吉区南港北2-1-10 ATC・ITM棟11階 エイゼス

2 事業者情報【平成30年9月1日現在】

事業所名称 (施設名)	ぐりーん (天理本店・橿原支店・菅原支店)	サービス種別	放課後等デイサービス
開設年月日	天理本店：2013.3.1	管理者氏名	佐野 明香
	橿原支店：2013.8.1		奥田 純平
	菅原支店：2012.11.1		中山 裕太
設置主体	平成23年7月20日	代表者 職・氏名	代表取締役 福隅 勇
経営主体	平成23年7月20日	代表者 職・氏名	代表取締役 福隅 勇
所在地	〒632_0076	奈良県天理市岩室町57-4	
連絡先電話番号	0743-62-7557	FAX番号	0743-85-4140
ホームページアドレス	https://www.green-2017.com/		
E-mail	info@green-2017.com		

基本理念・運営方針

【理 念】 とともに学び、ともに成長し、ともに生きるため

【基本方針】

- (発達支援) ライフステージに応じた可能性を引き出し、自立して行くための力をつける支援
- (地域支援) とともに地域で暮らしていくための支援
- (家族支援) 最も身近な存在であるご家族の支えとなり得る支援

【利用者の状況】 (3店の合計) 利用者数は登録者数

定 員	30人	利用者数	80人
-----	-----	------	-----

※) 施設種別ごとに、利用者の年齢階層、利用期間、障害の程度・内容など、その施設の特徴が明らかになるようなデータを適宜添付してください。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

2 事業者情報【平成30年9月1日現在】

【職員の状況】

※各店別に記す

■ 天理本店

職 種	勤 務 区 分				常勤換算 ※	基準職員数 ※
	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)			
	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者		1				
児童発達支援管理 責任者		1				
児童指導員	1		2			
保育士	1		1			
前年度採用・退職の状況：	採 用		常 勤 3人		非 常 勤 1人	
	退 職		常 勤 2人		非 常 勤 6人	
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					2 年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					1 年	
○常勤職員の平均年齢					30 歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					24 歳	

■ 橿原支店

職 種	勤 務 区 分				常勤換算 ※	基準職員数 ※
	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)			
	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者		1				
児童発達支援管理 責任者	1					
保育士		1	1			
児童指導員			4	1		
前年度採用・退職の状況：	採 用		常 勤 1人		非 常 勤 1人	
	退 職		常 勤 2人		非 常 勤 2人	
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					3 年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					1 年	
○常勤職員の平均年齢					34 歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					24 歳	

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

■ 菅原支店

職 種	勤 務 区 分				常勤換算 ※	基準職員数 ※
	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)			
	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者		1				
児童発達支援管理 責任者	1					
児童指導員		1		3		
保育士	1					
前年度採用・退職の状況：		採 用	常 勤	1人	非 常 勤	0人
		退 職	常 勤	0人	非 常 勤	0人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					2 年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					1 年	
○常勤職員の平均年齢					27 歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					25 歳	

※常勤換算数及び基準職員数は、当該職について、運営基準等で定められている場合のみ記入してください。

3 評価の総評

◇特に評価の高い点

《進取の気風》

放課後等デイサービスは2012年4月の創設以来、多様な事業主体の参入・撤退が続き、今日まで様々な混乱や課題が指摘されてきました。これにより、毎年のように制度の見直しが繰り返されています。(株)ぐりーんは制度創設の初年度に、当時23歳の若さで現社長が事業を創立され、若い情熱をぶつけて推進されてきました。これに共鳴して若い優秀な職員も揃い、社長の前向きな姿勢と配慮が奏功して、明るく働きやすい職場環境も形成されています。

《大胆な改革取組》

また、近年になって外部から専門家を招聘してその意見を取り入れ、私見に偏ることなく適正な運営を目指す取組にも着手してこられました。その一環として、このたびは、義務化されている「放課後等デイサービスガイドライン」に規定されている自己評価には飽きたらずに、福祉サービス第三者評価の受審をされました。受審契約から約10か月の短期間に、3事業所管理者をはじめ多くの職員の参画のもと、それまでは未整備であった規定や各書式の整備、事業計画等の立案がなされてきたことは大いに評価されます。またその間、自己評価の取組には頻繁な会議が行われており、職員に共通認識が形成されるとともに、高度な研修機能を発揮されたことは特筆に値します。

《信頼できる支援》

具体的日常的ケアにおいては、子どもたち一人ひとりの特性に目を向け、自発的意思を尊重して見守る姿勢を大切にしています。事業所ごとに特徴を持たせ、動くことが好きな子には大型エア遊具のある施設、静かにしたい子には本や玩具がたくさんある施設といった具合に、適性に応じた配慮をしたり、事業所相互の行き来をしたりして、子どもたちが気持ち良く過ごせる場を提供しようとしています。これまで6年間の実績を通じて地域に認知され、利用者家族から信頼を得ています。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

◇改善を求められる点

《今後の実践が問われる組織・体制改革》

事業開始後これまでは、「やりながら、走りながら」考え、支援・サービスに当って行くやり方になっていて、組織としての運営体制やサービス質の向上にむけた組織的な仕組みづくりは不十分でした。しかし、この度の第三者評価受審を経て、多くの課題に気づきがあり、短期間の間に様々な“仕組”づくりが進められたことは前述のとおりです。それなりに成果も認められます。

しかしながら、その多くは端緒についたばかりであって、実態が伴もなうレベルには至っていません。理念にも謳われているように、子どもたちのライフステージを俯瞰した最善の利益の追求や、社会性を育むための取組として地域社会や学校教育とのより踏み込んだ連携の具体化が喫緊の課題です。子どものトータルな生活支援には、家族を支える活動も先送りにはできません。一方、事業所における、こどもの安心・安全を保障し、豊かな情操を育むための基本的な環境整備、一人ひとりの子どもの個別支援を可能とする“場”の設定など、足元を再確認してより好ましい事業所にしてゆく課題も山積しています。今回の第三者評価受審の取組を、事業所内でのPDCAサイクルを定着する仕組みとして継続されることを期待します。

積極果敢な体質改善を追求されていますが、子ども本位の姿勢や働きやすい職場環境・人間関係など、これまでに培われた長所を継承することも大切です。今後とも職員のモチベーションが維持されるよう、丁寧な合意形成と柔軟な対応が求められます。

《評価機関として強調したい課題》

具体の課題をあげるとすれば、

- ①職員と家族の接点を、送迎時の声掛けや事業所での生活日誌報告に留まらず、様々な機会を設けて、家庭での生活情報を深く吸い上げるとともに、家庭支援の実効性を高めることが求められます。
- ②子どもの社会性を育むことを目的とした、地域交流に積極的に取り組むことが求められます。

4 施設・事業所の特徴的な取組

- ぐりーんは株式会社として2011年に設立、放課後等デイサービスを中心に活動している。
 - ・放課後等デイサービスは奈良県内の四事業所で実施している。(うち一事業所は新設)
 - ・そのほか、おもに障がい者を対象に居宅介護や外出支援等の事業を展開している。

- 事業所の認知性を高めることを意図した取組があり、成功している。
 - ・各事業所は目につきやすい位置にあり、事業所PRも積極的に行なっている。
 - ・送迎車輛は独特の緑色であり、市民び認知度が高い。

- 各事業所それぞれに特徴があり、利用者はその特性や希望に応じて事業所を選択できる。
 - ・大型エア―遊具を取り入れ、体幹を鍛えつつ、気分転換やストレス解消ができる
 - ・書籍や遊具を豊富に揃え、自由に楽しむことができるよう配慮している。(その他詳細は下記参照)

- 子ども一人ひとりの自主性を尊重している。
 - ・平日は自由時間を中心に、子どもたちが気持ちよく過ごせる場を提供している。
 - ・水曜には料理実習、休日には音楽や創作活動などの支援プログラムもある。

- より一層のサービス向上と組織体質の強化に向けて、大胆な改革に着手した。
 - ・放課後等デイサービスのガイドラインに沿った自己評価結果をHPで公開している。
 - ・福祉サービス第三者評価受審をてこに、職場の意識改革、組織改革に取り組んでいる。

■以下、各事業所の特徴

(天理本店)

- ・天理支店は、本を多数揃えており、読書が好きな方にリラックスして過ごして頂けるよう提供している。
- ・休日及び長期休暇には、9:00~17:00で利用できるサービス提供時間を設定している。
- ・近隣には徒歩2~3分の池と公園があり、利用者のニーズに応じて池の周辺を散歩したり、公園で遊んだり地域の資源を活用した遊びも行える。

(檀原支店)

- ・大型のエア―遊具・ボルタリングを設置しており、体を動かすスペースを確保している。
- ・また、勉強を行うことができるスペースもあり、学習支援を行っている。

(菅原支店)

- ・学習支援を積極的に取り入れている。
- ・エア―遊具を設置し、体を動かす支援を積極的に取り入れている。
- ・近くに公園があり、体を動かす活動を積極的に取り入れている。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

7 事業者の自己評価結果 (共通基準)

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果	自己評価結果
1	⁻¹ 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は確立され、事業所に掲示されるとともに、HPや会報（ぐりーん通信）にも掲載されて周知が図られています。利用者の自主性を尊重し、理念・基本方針には子どもの長い人生を見据えた自立支援の視点が盛り込まれていて、職員の行動規範となっています。一方、その周知については管理職以下の職員には採用時説明後は日常的に繰り返しての周知の取組はなく、また家族等に対する周知の取組も徹底していないので、十分に浸透しているとは言えません。家族等へも分かりやすく説明した資料を作成し、繰り返し周知を図る取組を継続することが大切です。</p>			

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果	自己評価結果
2	⁻¹ 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	b
<p><コメント></p> <p>各市の地域福祉計画を管理者会議で確認・共有し、放課後等デイサービスの経営をとりまく福祉施策や利用者であるこどもの数などを把握しています。利用回数や収支は総合的には把握していますが、細部のコスト分析には至っていません。また、地域に潜在的に存在する、支援を必要とするこどもの分布や、福祉課題を把握することが求められます。またこうした外的ニーズの把握と合わせ、財務、人材等、自らの資源を分析して「できること、できないこと」を明確にしていくことが次に求められます。</p>			
3	⁻² 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	b
<p><コメント></p> <p>経営的には、報酬単価の引き下げに伴う経営効率の低下にどう対処していくかが喫緊の課題であり、新事業所の開設による利用者増など、具体的な取り組みが進んでいます。経営はトップの専権事項ですが、現場責任や事務処理等の権限移譲も見据えて、職員に状況の周知が図られています。とりわけ今回の第三者評価の取組を通じて、組織体制の現状を分析し、課題が明らかになりました。また、職員体制や人材育成の課題についても検討が進められています。しかしながら、事業所内諸設備の充実・改善課題については具体の計画には至っていません。</p>			

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果	自己評価結果
4	⁻¹ 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	c
<p><コメント></p> <p>自己評価に着手した昨年末の段階では明確ではなかった中長期計画が、その後管理者会議を精力的に重ねて策定されました。職員にも周知されており、いくつかの計画は具体の取組に向けて着手されています。しかしながら、多くの計画はようやく形が整った段階であり、具体的施策と予算の裏付けがありません。不断の見直しを通じて、実現可能な計画へとブラッシュアップされていくことを期待します。</p>			
5	⁻² 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	c
<p><コメント></p> <p>この評価項目についても、自己評価に着手した時点では中長期計画が策定されていなかったため「c」評価とされたものですが、漸く中長期計画も定まり、中期計画の初年度としてポータルサイトを利用した情報発信が掲げられ、年内実現を目標に作業が進められています。また、従来月ごとだったイベントカレンダーに加え年間計画を作成して、遠足や健康診断など新規の行事も盛り込まれました。中長期計画を踏まえた単年度計画も策定されています。その多くは実行の可能性を期待させるものです。しかしながら、事後に成果を評価するための指標は十分ではありません。「なにを、どこまで」が分かるような記載が求められます。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

7 事業者の自己評価結果 (共通基準)

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果	自己評価結果
6	⁻¹ 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	c
<p><コメント></p> <p>新たな事業計画が、複数職員の参画のもとに策定されたことは評価できます。職員にもよく理解されています。しかしながら、計画は法人代表者と少数の管理者が中心となって作られたばかりであり、実施状況のモニタリングや評価・見直しはこれからの課題になります。</p>			
7	⁻² 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	c
<p><コメント></p> <p>事業計画はできたばかりであり、計画説明の有効な場となる家族会の設定もなく、家族等への周知はまだできていません。「ぐりーん通信」が定着していますので、そこに掲載する分かりやすい記事作りが求められます。</p>			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果	自己評価結果
8	⁻¹ 放課後等デイサービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	b
<p><コメント></p> <p>放課後等デイサービスガイドラインに基づいた自己評価を実施しています。さらに加えて今回の福祉サービス第三者評価受審をテコとして精力的な取組が社長と三管理者を中心として、その他職員も参加した研修会・検討会議により進められてきたことは大いに評価できます。取組はまだまだ端緒についたばかりですから、PDCAサイクルが定着した状況とは評価できませんが、社長はじめ職員の熱意や協調性を見る限り、今後の体制づくりが期待できます。</p>			
9	⁻² 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	b
<p><コメント></p> <p>ここまでの自己評価や家族アンケート、第三者評価の受審から出てきた課題は整理され、全職員に共有されました。策定された中長期計画等には、改善に取り組むべき課題が具体的に明記されています。委員会設置、各種マニュアル整備、個別支援計画フォーマットの刷新など、いくつかの改善策は形になってきてもいます。職員のモチベーションの高さも評価に値します。しかしながら、課題はまだまだ山積していると思われます。改善計画の全体像をまとめ、タイムテーブルや予算措置を明示して着実に進めて行かれることを期待します。</p>			

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果	自己評価結果
10	⁻¹ 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	b
<p><コメント></p> <p>社長は法人全体の事業運営には未来志向で先を見て、職員皆で進んで行こうとされる姿勢の中で、自らの役割り・責任としては経営に重点をおかれ、現場運営は各責任者に任せられて来たなかで、この5月以降、法人事業計画に着手され、8月に平成30年度事業計画書を整えられました。ここでは組織体制(法人全体と事業所単位)も明確にされ、施設運営に関わる諸件につき、管理者・責者等の役割りを示されています。社長自らは「経営」「環境を整える」を中心に、各課題に取組む委員会の推進や中長期、単年度計画の目標達成に率先して役割を果たして行くことと表明されています。今後は、事業計画に沿った具体的な取組に期待します。</p>			
11	⁻² 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	b
<p><コメント></p> <p>社長は遵守すべき関係法令についての経営者向けの研修会に積極的に参加するとともに、京都市内で行われた研修会には複数の基幹職員も参加され、その理解に努められています。今後は全職員に理解が行き渡るように、職場内での研修、教育等の取組を期待します。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

7 事業者の自己評価結果 (共通基準)

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果	自己評価結果
12	⁻¹ 放課後等デイサービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	a
<p><コメント></p> <p>社長は、第三者評価を積極的に受審され、その中で三事業所管理者とも頻繁なミーティングを重ねてサービスの質の向上に向けた取組を先導してきました。各管理者も意識を共有して、それぞれの事業所職員の悩みや疑問にも応えつつ、課題を全体化しています。事業計画の中では、放課後等デイサービスの質の向上について現状の分析や課題が明らかにされ、社長はじめ職員が一丸となって策定した改善策の実践に強い覚悟と自信をもちています。</p>			
13	⁻² 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	b
<p><コメント></p> <p>法人全体として、人事・労務・財務等の実状を分析し、どう改善するか、経営に関わる大きな課題への取組については今回の事業計画の中に盛り込まれています。今年度はまず「経営状況・課題の周知」(事業計画と収支予算)(経営状況コストバランスの分析)とされています。管理者会議の定例化と共に全体会議の議題に挙げられ、職員一丸となって取り組んで行く体制が整えられました。形が整い、今後の実効性に期待します。</p>			

II-2 福祉人材の確保・養成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果	自己評価結果
14	⁻¹ 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c	b
<p><コメント></p> <p>事業計画の中では人材育成の基本方針が謳われ、これにそって、管理者会議の議案に「必要な福祉人材の確保、育成に関する計画」が明記されています。これまでのトップ任せから現場責任者の意見を取り入れ、検討して行かれる体制が整いました。しかしながら合議に基づいた具体的な計画と取組の実践はこれからです。</p>			
15	⁻² 総合的な人事管理が行われている。	c	b
<p><コメント></p> <p>現在のところ、総合的な人事管理は確認されません。長期(5年間)計画や事業計画の目標の第一に「人材」を掲げられ、理念・基本方針や事業計画の達成のため「人材の確保・育成及び人員体制の整備に取組む」と、されています。「ぐりーんの将来」に向け「ぐりーんに相応しい」人事管理の仕組みを構築されるよう期待します。</p>			
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている		第三者評価結果	自己評価結果
16	⁻¹ 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	a
<p><コメント></p> <p>各事業所とも管理者から若い職員に至るまで、職場内のコミュニケーションは良く取られていて、職員は「一口に言って働きやすい職場です」と、答えられています。ワークライフバランスも職員間で気遣いながら、うまく調整されています。また、今後は管理者と職員間の個別面談を年4回実施し、働きやすい職場づくりと共に、職員個々の就業状況の確認や意向の把握に努められ、さらに風通しの良い職場づくりを目指しています。</p>			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果	自己評価結果
17	⁻¹ 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	a
<p><コメント></p> <p>育成に向けた取り組みとして、職員一人ひとりの目標設定する仕組として、「職員自己改善計画・能力評価書」の作成や、年4回の面談の実施が計画されています。理念・基本方針や事業計画計画等を全職員が理解して、一人ひとりが自身の職責を認識し、いかに役割を果たし成長して行くのか、それを法人全体でいかに支えて行くのか、職員個人も法人全体もともに成長してゆくことが目標とされています。しかしながら、それらの具体的な取組の実践と成果は今後の課題であり、(株)ぐりーんとしての、職員一人ひとりの目標管理の仕組づくりとこれに即した教育・研修の実施が急がれます。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

7 事業者の自己評価結果 (共通基準)

18	⁻² 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	a
<p><コメント></p> <p>㈱ぐりーんでは、放課後等デイサービスガイドライン実践研修が行われ、これを皮切りに、権利擁護など具体の研修にも取り組んでいます。また今回の福祉サービス第三者評価の受審を契機に集中的なミーティングも行われ、サービスの質の向上に向けた職員の問題意識高揚が図られていることは高く評価されます。8月に策定された30年度事業計画では「福祉・介護職員のキャリアパス支援研修会」など、高度な研修計画が盛り込まれました。しかしながら、その実践はこれからの課題となっています。事業計画や人材採用計画に「期待する職員像を明確にして、計画的な教育・研修の取組を推進されることを期待します。</p>			
19	⁻³ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	c	b
<p><コメント></p> <p>全体研修は計画が作成され、放課後等デイサービスガイドライン実践研修等が実施されました。しかしながら、職員一人ひとりの教育・研修の機会は今の所、確保されていない状況です。また職場内のOJTは、管理者が留意されて職員個々に応じ実施されており、一般職員間でも相互に相談や助言をし合える職場環境となっていますが、スーパービジョンの体制が整えられておらず、新任職員や職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTの実施は十分ではありません。</p>			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている		第三者評価結果	自己評価結果
20	⁻¹ 実習生等の放課後等デイサービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	非該当	非該当
<p><コメント></p> <p>放課後等デイサービス事業所の事業規模等を鑑みると実習生の受入は現実的ではないので、本項目は非該当項目とします。ぐりーんにおいても実習生は受け入れていません。一方、福祉人材の育成は、福祉系の大学や専門学校等の教育機関だけではなく、福祉現場での実習が欠かせません。その意味で福祉事業者には福祉人材育成の責務があるとされているものです。社会福祉法人であればなおさらですが、営利企業であっても取組が期待されます。また、実習生を受け入れることによって、学校等との連携が深まり、事業所の運営姿勢や経営状況等を周知することによって、よりよい人材を確保する手立てともなるものです。</p>			

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果	自己評価結果
21	⁻¹ 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	c
<p><コメント></p> <p>ホームページ等で理念・基本方針、事業内容の他、放課後等デイサービス・ガイドラインによる自己評価結果が公表されています。今後は事業報告や決算情報、苦情・相談内容等、まだ公表出来ていない項目を含め、運営の透明性を図る情報公開のフォームを整備され、適切な情報公開に努められることが求められます。</p>			
22	⁻² 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	c	c
<p><コメント></p> <p>平成30年度の事業計画書の中で「経営状況・課題について」「事務・経理・取引に関する規程」等、職務分掌規程を期中に定め、職員等に周知して行くとされていますが、平成30年9月現在、管理者各位にその計画書(書面)を配布されたばかりで、具体的な検討や取組はこれから進められて行くところにあります。</p>			

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果	自己評価結果
23	⁻¹ 利用者と地域との交流を上げるための取組を行っている。	c	c
<p><コメント></p> <p>放課後等デイサービスでは、家庭と学校の間第三の居場所を確立するとともに、子どもたちの発達支援や自立支援の観点から地域への社会参加も目指されています。ここで言う地域とは施設周辺より、子どもの居住地周辺を重視するという考えがあり、対象とする地域は広範囲に及び、また、それぞれに特性があることや障がい児に対する偏見もまだ残る中、地域との交流を促進する取組は難しい状況です。今は放課後等デイサービス「ぐりーん」を知ってもらうことと、こども本位の養育を進める上で、家庭との連携はもちろん、学校との協力を図ることが第一と考えられています。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

7 事業者の自己評価結果 (共通基準)

24	⁻² ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	c	c
<p><コメント></p> <p>ボランティアと言う形での地域資源の活用は現在のところ行われていません。しかしながら、リズム楽器、創作活動、理科実験など、委託契約による外部支援は導入しており、ニーズはまだまだあると思われれます。ボランティアは有償、無償を問わず、子どもたちの体験の中を広げるとともに、(株)ぐりーんに外部の目を導入して風通しをよくする効果が期待されます。ぐりーんに役立つボランティア活動の方々は近いところにおられることと思いますので、ボランティアの受入れに対する研修や規程づくりも欠かせませんが、前向きに取り組まれること期待します。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果	自己評価結果
25	⁻¹ 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	c	c
<p><コメント></p> <p>(株)ぐりーんでは、中期(3年間)計画の目標:第二期「連携先」の項で、「利用者へのサービスの質の向上のために、相談支援事業所、福祉事務所、児童相談所、保健所、病院、学校・・・」等の地域の各先との連携に取り組むと、明記されています。取組の実践は今後の課題ですが、子どもたちの将来にもつながるネットワーク化を図られ、是非、積極的な取組を期待します。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		第三者評価結果	自己評価結果
26	⁻¹ 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。(ふくてつく評価項目)	非該当	非該当
<p><コメント></p> <p>放課後等デイサービスの事業規模および(株)ぐりーんが営利企業であって社会福祉法人ではないことに鑑み、本項目は非該当とします。</p> <p>一方、社会福祉事業者には、社会福祉法人であるとないを問わず、一定レベルの公益的事業の実践が期待されています。そのためには地域に潜在する福祉ニーズを把握することがまず求められます。現在社会においては、福祉ニーズは多様化・複合化するとも見えにくくなっています。放課後等デイサービス事業所が果たし得る社会貢献の視点で、そうした潜在的福祉ニーズを把握する取組を期待します。</p>			
奈良県	⁻¹ 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	非該当	非該当
<p><コメント></p> <p>放課後等デイサービスの事業規模および(株)ぐりーんが営利企業であって社会福祉法人ではないことに鑑み、本項目は非該当とします。</p> <p>特に放課後等デイサービス事業所のハード面の機能については社会還元する要素として期待されていません。検討しうるとすれば、放課後等デイサービス事業の中で培われた児童の発達支援や保育に係る専門職の知見を地域に還元するといったソフト面の取組があります。社会福祉法人においては、そうした社会貢献の取組が強く求められているところですが、営利法人においても、同様な取組を実践することによって、地域の理解や信用を得るとともに、職員のスキルを向上することに繋がります。</p>			
27	⁻² 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	非該当	非該当
<p><コメント></p> <p>税免除を得る社会福祉法人と異なり明確な社会福祉事業は求められていないので、本項目は非該当とします。</p> <p>ただ営利法人にあっても、その福祉サービスの機能発揮として、地域社会を対象とする公益的な事業・活動は推奨されています。例えば現代社会には「子育て世帯の社会的孤立」という傾向があって、子育ては地域社会の大きな課題となっています。またいわゆる発達障害児も増加しており、そうした支援を必要とする子どもは潜在的に多数存在すると考えられます。そのような地域課題に障害児支援の専門機関としてアウトリーチしてゆくことも求められています。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

7 事業者の自己評価結果 (共通基準)

Ⅲ 適切な放課後等デイサービスの実施

Ⅲ-1 子ども (利用者) 本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果	自己評価結果
28	⁻¹ 子どもを尊重した放課後等デイサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	a
<p><コメント></p> <p>子どもの意思を尊重することに徹しています。それは、例えば保護者の希望がより発達支援の強化を望むものであっても、子どもがそれを望まない場合は敢えて強要することなく、また日常の支援においても職員から能動的に“指導”するよりも“見守り”の姿勢で、子どもの自由を許容する方針として、職員間に共有されています。しかしながら、そのような共通理解も、標準的な実施方法として文書化されておらず、職員によっては、子どもへの声掛けや家族とのコミュニケーションの取り方等にバラつきがあるようです。また、事業所内の環境において、子ども一人ひとりがおちついて自発的な活動を行うことができ、これに職員が適切に支援する場や時間の設定が明確ではありません。また、施設内に掲示されている行動指針は、文字が小さく読むことができません。共通の理解を持つためにもいつでもだれでも確認できるよう改められることを望みます。</p>			
29	⁻² 子どものプライバシー保護等に配慮した放課後等デイサービス提供が行われている。	b	b
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護と権利擁護に関する取組には力を入れており、個人情報保護委員会が立ち上げられ、虐待防止マニュアルにもその要綱が盛り込まれています。また、「プライバシーとは」といった資料で研修も実施しており、全職員に共有されています。普段の日常支援においても着替えの際やトイレ使用時のマナー教育として、子どもにもお互いのプライバシーを尊重する気持ちを育てています。しかしながら、事業所によって差はありますが、全体にプライバシーを守る設備や環境が整っているとは言えません。スペースに制限があるなかでも、一人になりたい子が落ち着いて過ごせる空間を確保する工夫が求められます。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意 (自己決定) が適切に行われている。		第三者評価結果	自己評価結果
30	⁻¹ 家族等に対して放課後等デイサービスの利用に必要な情報を積極的に提供している。	b	b
<p><コメント></p> <p>見学希望者はホームページを見て電話で問い合わせをしてくるケースが多く、日時を設定して各施設管理者が対応しています。受給資格者申請証が必要な場合は最寄りの市町村窓口を紹介したりもしています。2017年10月からぐリーン通信を発行し情報の提供も行っています。現在、ホームページを中心に潜在的な利用者を意識した情報提供を行っていますが、今後は施設案内パンフレット等を作成して関係諸機関に配布するなどの取組が望まれます。</p>			
31	⁻² 放課後等デイサービスの開始・変更にあたり家族等にわかりやすく説明し、同意を得るための仕組み作りをしている。	b	b
<p><コメント></p> <p>契約時には、重要事項説明書を読み上げ、同意を得たうえで控えを一部渡しています。行動制限等が必要な場合の同意書も新たに準備され、丁寧な対応に努めています。しかしながら、説明のわかりやすさという点では、文字ばかりの重要事項説明書では課題が残るところです。イラストや写真を使った「通所のおしり」等を作成するなど、さらに細かな工夫が望まれます。</p>			
32	⁻³ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c	b
<p><コメント></p> <p>開設して6年で、まだ卒業のケースがなくリービングケアはしていません。支援の継続性への配慮や終了時のサポート体制の充実を課題としてとらえ、リービングケアの手順書をまとめ、その時が来たときに誰でも対応できる事前準備の取り組みが求められます。サービス内容の変更の際は利用者家族と相談して決めますが、利用をやめる子どものアフターケア実施は確認できませんでした。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果	自己評価結果
33	⁻¹ 子どもや家族等の満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	b
<p><コメント></p> <p>利用者家族に満足度調査のアンケートを取って概ね好意的な評価が得られています。これを定期的実施して具体的な改善策に役立てていこうという構えですが、まだ始まったばかりです。アンケートの結果から何を導き出し、それを使って何をやるか。次の何かに確実につながる結果を出すためのアンケートの内容となることに期待します。その他、今後、家族会設置を模索するなど、多様な角度から満足度向上に取り組む意欲が認められます。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

7 事業者の自己評価結果 (共通基準)

Ⅲ-1-(4) 家族等は、事業所の支援に満足していることが アンケート等でうかがえる。		第三者評価結果	自己評価結果
34	⁻¹ 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	a
<コメント> 虐待防止マニュアルが策定されており、リスクマネジメント委員会が苦情対応にあたり、苦情の受付記録等を行う仕組みがあります。このことは、ぐりーん通信で適切にアナウンスもされています。しかしながら、まだ形が整っただけで動き出したわけではなく、苦情・相談は寄せられていません。また、第三者評価では、苦情解決の経緯を、苦情を申し出た子どもや家族等へフィードバックするだけに留まらず、そのプライバシーに配慮したうえで公表することを重視しています。引き続き周知の徹底を期待します。			
35	⁻² 子どもや家族等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	a
<コメント> 現状では、送迎時の日誌伝達や半年ごとの個別支援計画更新時の面談くらいしか直接意見を聞く機会がありません。ぐりーん通信9号で苦情相談窓口が設置されたことはアナウンスされましたが、子どもや家族等に周知徹底し活用を促していく取組みに期待します。			
36	⁻³ 子どもや家族等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	c	a
<コメント> 過去の相談事例では受付記録のフォーマットや組織的な対応手順が定まっておらず、また、経過記録も確認できませんでしたので組織的かつ迅速に対応していることについて、ここでは評価できません。新たに整備されたしくみは活用され、見直し、改善を繰り返すことで組織全体に浸透していくものです。今後の取組みに期待します。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な放課後等デイサービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果	自己評価結果
37	⁻¹ 安心・安全な放課後等デイサービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	a
<コメント> 権利擁護三委員会が組織され、その一つにリスクマネジメント委員会が位置づけられています。事故発生マニュアルを整え、ヒヤリハット報告書の書式も新たに作られ、3か月に一度、リスクマネジメント委員会を開催する等おおよそその組織的取組み体制が固まりました。しかしながら、運用はこれからです。まずはヒヤリハットの収集を通じて、これまで現場処理されてきた問題・課題事例を掘り起こすことから始めることが求められます。			
38	⁻² 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制が整備し、取組を行っている。	b	a
<コメント> 感染症マニュアルが作成され職員一人ひとりに配布されました。今後保健所等が開催する勉強会にも積極的に参加し、知識を深め安全確保のための体制を整えて行こうとされています。感染症マニュアルでは、家庭への連絡が第一とされています。しかしながら、学級閉鎖等の情報収集方法や施設内での隔離方法、衛生管理、救急措置等、まだまだ十分とは言えない状況です。関係機関等との連携を密にし、さらに充実した内容に仕上げられることを期待します。			
39	⁻³ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	c	c
<コメント> 事業所では、何があっても事業を止めないための事前計画と準備が重要なBCP(ビジネス・コンティニュイティ・プラン)を作成するとされています。災害などの緊急事態が発生した際に、被害を最小限におさえつつ、最も重要な業務を素早く再開させ、損害の発生を最小限にとどめることです。まず、非常災害対策計画が策定されましたが、まだ実際の運営段階までには至っていません。職員が避難経路を確認する段階で止まっており、子どもたちも参加する訓練は実施されていない状況です。また、これには地域の関係機関等との密接な連携も重要になります。今後の取組みに期待します。			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

7 事業者の自己評価結果 (共通基準)

Ⅲ-2 放課後等デイサービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果	自己評価結果
40	⁻¹ 実施する放課後等デイサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	b	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの手順書作りが進められ、個別支援計画を養育現場につなげるものとして意欲的な取組であり評価できます。しかしながら、安全性を含めて一定の水準以上のサービス提供を担保するためには、事業所として実施しなければならないサービスの基本事項や手順、支援の基本となる企業理念や経営目的、職員行動指針等の事項をまとめ、新人職員でもベテラン職員でもだれでも適切なサービスを提供することができる標準的な実施方法を定められることを期待します。</p>			
41	⁻² 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c	b
<p><コメント></p> <p>一人ひとりに寄り添った手順書は、個別支援計画とリンクしてそれを補完するものとして位置づけられ、半年ごとの個別支援計画更新時に見直す手続きが組み込まれていることは評価できます。しかしながら、ここでは標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しが行われているかどうかを問うています。今後の取組みに期待します。</p>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより個別支援計画が策定されている。		第三者評価結果	自己評価結果
42	⁻¹ アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している。	b	b
<p><コメント></p> <p>アセスメントは各施設管理者が行っています。新しいフォームが作成され、生活動作スキルチェック表のほか、成育歴や家族環境もフェイスシートに記載されるようになりました。これらを活用して児童発達支援管理責任者が利用者家族と面談し個別支援計画を作成するしくみが構築されました。さらに、個別支援計画もフォームが改定されてより詳しく記載できるようになりました。しかしながら、新形式にもとづく個別支援計画の策定は次回以降の更新時からの適用になりますので今後の活用に期待します。</p>			
43	⁻² 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。	a	a
<p><コメント></p> <p>定期的（半年ごとに）各施設の児童発達支援管理責任者が利用者家族と面談して、子どものニーズや課題を把握し更新しています。その結果は、サービス担当者会議等で報告され、計画を振り返り計画の確認を含め支援に対する共通した認識が持てるようにしており各施設の全職員に共有されています。子ども一人ひとりの手順書作成にみられるように、個別支援の意識がきわめて高く、日常のケアにおいても一人ひとりの特性に目を向ける姿勢が徹底されている点が高く評価できます。</p>			
44	⁻¹ 子どもに関する放課後等デイサービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	a
<p><コメント></p> <p>日々の療育日誌は、特別な事情がない限りその日のうちに各職員で分担して記録を書き、そのコピーを送迎時に利用者家族に手渡されています。また、サービス担当者会議等で子ども一人ひとりの状況が報告され、情報共有されています。療育日誌のフォームも改定され、個別支援計画の内容を反映できるようになり、子ども一人ひとりの目標を意識した日々の記録ができるように、記載要領も作成されています。しかしながら、一部で事実と評価の書き分けが徹底されていない点も見受けられましたので、その改善が求められます。</p>			
45	⁻² 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	a
<p><コメント></p> <p>各事業所の記録管理の責任者は、管理者が行っており、個人情報保護管理責任者は社長になっています。個人情報記録は鍵付きの金庫に保管され漏洩対策を行っています。個別支援計画等を作成する際に参照とする記録類についても別の鍵付き書庫で管理されています。個人情報の取り扱いに関する検討会が実施され、職員間の理解を深めています。また、パーチャルプライベートネットワークを構築し、パスワードによる管理が行われ、共有フォルダに入れられた情報は何処からでもいつでも共有できるようにしています。さらに加えるならば、誰がいつ見たかの閲覧履歴をチェックするしくみが求められます。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

評価対象A-1 利用者の尊重と権利擁護 (奈良県では「利用者の尊重」)

ふくてっく A-1-(1) 自己決定の尊重		第三者評価結果	自己評価結果
46	⁻¹ 子どもの自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの意思表示を引き出せるように配慮し、主体的な活動を支援しています。また、子どもの自己決定を尊重し見守りに重きをおいた支援を行っています。職員からは共通して「子どもに選択」「のびのび」「一人ひとりに向き合う」という言葉を聞くことができました。放課後という特性から、子どもたちがくつろげる居場所であることを大事に考え、例えば親と子の意向がすれ違う場合には、あくまで子どもの側に立って子どもの自己決定を尊重しています。</p>			
ふくてっく A-1-(2) 権利侵害の防止等		第三者評価結果	自己評価結果
47	⁻² 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	a
<p><コメント></p> <p>個人情報保護管理委員会、リスクマネジメント委員会、虐待防止委員会の3つの委員会から構成される「権利擁護委員会」が設置され担当者も決まっておりますが、職員への周知に留まり開催には至っておりません。これまで問題が起こらなかったこともあって、家庭での虐待等に目を向ける姿勢はあまり感じられませんでした。また、子どもの服装などの様子や食事摂取状況などグレーな兆候からは、それが家庭内の虐待であると判断することは難しい状況です。より踏み込んだアプローチの工夫と取組が求められます。家族等への支援については、虐待に発展してからの課題ではなく、虐待に至らないよう家族の精神面・生活面へのサポートが期待されます。権利擁護に関する意識と理解を高めるため具体的に検討する機会を定期的に設け、対応方法や家庭における虐待等権利侵害の防止と早期発見するための具体的な予防策の仕組みを整備した実践が望まれます。</p>			
ふくてっく A-1-(3) 他者の尊重		第三者評価結果	自己評価結果
48	⁻¹ 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b	a
<p><コメント></p> <p>人権擁護に関する映像を子どもに鑑賞させて理解を促していますが、理解の程度は確認できません。日々の活動の中では、例えば公園では大声を出さないことや集団で食事を摂るときのマナーなどを身につけるよう支援しています。しかしながら、子どもの間でも身体障害の子が知的の子を見下す傾向があるとの証言もありました。やってはいけないことを理解させることは難しい面もありますが、集団遊びの中などで自然とわかまえるよう支援することが求められます。また、年齢の違う子どもが集団でいることで自然に学ぶこともあるでしょうが、実際は職員と子どもの関係の方が強く、子どもどうしが感情を交える場面はあまり見られませんでした。休日には集団ケアのプログラムもあるようですので、そうした機会に子どもたちが上手にぶつかったり仲直りしたりする経験を積んでくれることを期待します。</p>			
ふくてっく A-1-(4) 性に関する教育		第三者評価結果	自己評価結果
49	⁻¹ 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b	a
<p><コメント></p> <p>着替え時やトイレ使用時に異性が一緒にならないよう最低限の指導や制限はしています。しかしながら、トイレのハード面の設えでは配慮が足りていません。例えば、小学校からトイレは男女別になっています。男子トイレには小便器、女子トイレには生理用品等のゴミ箱が必要になります。性についての正しい知識は日常生活の環境からも身につけることができます。また、今後中学生以上の割合が増えていくことを想定すれば、性に関する援助技術を今から学んでおくことが求められます。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

ふくてっく A-1-(5) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果	自己評価結果
50	⁻¹ 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの特性に応じて個別的な対応がとられています。例えば、玄関先の靴箱に昇りたがる子どもをボルタリングへ誘導していました。また、各事業所で特徴付けがなされており、適切な施設に通ったり複数行き来したりして、フラストレーションが生じないよう工夫しています。子どもの不適応行動は療育日誌等で職員間で共有され、送迎時にも保護者に報告されています。しかしながら、療育日誌等に問題行動の事実は記されていても、ケース会議等でその原因の究明や改善策等を話われた記録は確認できませんでした。</p> <p>※こどもの不適応行動への適切な対応は、①その子どもの社会適応性を育むために、②他の子どもの権利擁護のために欠かせませんが、それ以上に③適切な対応を怠った安易な行動制止が虐待の入口となってしまうことを防止するためにも極めて重要です。子どもの不適応行動には必ずそれぞれに隠れた要因があるはずで、職員にはそうした隠れた要因を察知する感受性と専門性が求められますが、そうしたスキルは一遍の座学で育むことは難しく、日常的な支援のなかで、いかに職員が情報を共有しコミュニケーションを図るかにかかっています。</p>			
A-1-(1) 利用者の尊重		第三者評価結果	自己評価結果
51	⁻¹ 子どもの心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	b	b
<p><コメント></p> <p>意思表示や伝達が困難な子どもについては、日常生活の関わりを通じて一人ひとりのサインを発見し、工夫を含めた個別的な配慮を行っています。職員の言うことは子どもたちはよく理解しています。絵カード等特別なコミュニケーションツールは活用されていません。一人ひとりの子どもと向き合うことでコミュニケーションはできているとすることで、実際そう見えました。今回の第三者評価受審のなかで、絵カードの利用や、子どもが希望する外出先を示しやすいような資源マップの作成を計画していますが、まだ実現していません。今後の取り組みに期待します。</p>			
52	⁻² 子どもの意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	b	a
<p><コメント></p> <p>子どもの行動に対しては、見守りの姿勢を基本としてその自由を認めています。一事業所で支援できない事も三事業所を活用し子どもが主体的に活動できる場に広がりがあることは評価できます。しかしながら、事業所内外の設えには選択の範囲に限りがあります。子どもの意思決定を支援する前提として、本人がしたいことを進んで選べるような多くの選択肢を提供するとともに、こどもの最善の利益を目指した選択を支援することが求められます。</p>			
53	⁻³ 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対して子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動を受け止めて、見守るという姿勢を大切にして、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a	a
<p><コメント></p> <p>見守り支援を基本とし、見守りをしながらできたら褒めるなど、子どもの発達を促す支援が行われています。放課後等デイサービスが学校と家庭のはざまにあるという位置づけから、子どもたちがくつろいで過ごす居場所であることを大切にしており、大型遊具やおもちゃ、ゲーム、本などを備えて自由な時間を過ごします。外遊びしたい子には職員が付き添って近くの公園に行ったりもします。子どもの自発性が何より尊重されています。</p>			
54	⁻⁴ 子どもの自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	c	a
<p><コメント></p> <p>子どもの意思を最大限に尊重して「見守る」という姿勢に徹しています。できないことを課題としてその克服をめざす医学モデルではなく、社会モデルの思考を基本として子どもの主体的な成長を支援するとされています。しかしながら、子どもそれぞれの「できること」や可能性に着目して、「強み」を引き出し、これを子どもとともに伸ばしてゆこうとする具体的なプログラムの設定が明確ではありません。プログラムは遊びを通じて自然に成長していくことへの支援が中心です。社会経験の幅を広げるための積極的な地域との交流等の支援の取り組みも十分ではありません。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

55	-5	子どもが放課後等デイサービスを終了した後の地域生活を念頭に他の福祉施策等と連携した支援を行っている。	c	c
<コメント> サービス終了後の地域生活を念頭に置いた他の福祉施策との連携はとくにありません。また、今まで放課後等デイサービス期間を満了した子どもがいないため、その支援体制が整えられていません。高校を卒業して、放課後等デイサービスの利用を終了する子どもについては、終了後の就学や就労を主体的に選択して行けるよう支援することが欠かせません。そのためには現在通学している学校とはもちろん、進学する学校情報の提供や就労支援に係る福祉事業所との連携が重要です。更に、社会生活に馴染んでいけるよう、地域の子どもや大人との交流を図って、子どもの社会性を育むことが、放課後等デイサービスに求められています。				
A-1-(2) 利用者の権利擁護			第三者評価結果	自己評価結果
56	-1	子どもの権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a	b
<コメント> 個人情報保護管理委員会、リスクマネジメント委員会、虐待防止委員会の3つの委員会から構成される「権利擁護委員会」が設置され担当者も決まっておりますが、職員への周知に留まり開催には至っておりません。虐待防止マニュアルが策定され、身体拘束についての職員研修も実施されました。虐待防止マニュアルには体罰等を禁止する趣旨や、万一発生した場合の所管行政への届出・報告の手順が明記されていますが、就業規則には体罰等を禁止し、万一発生した場合の処分規定の明記がありません。子どもや家族等へも虐待等の内容・事例をわかりやすく示して周知することが求められます。事例検討や援助技術の向上など具体的な取組に期待しています。				

評価対象A-2 日常生活支援

ふくてっく参考		第三者評価結果	自己評価結果
57	個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a	a
<コメント> 以前から個別支援計画に沿って子ども一人ひとりの支援に配慮されてきましたが、さらに個別支援計画を補完する一人ひとりの手順書が作成されつつあります。より細かな実践を目指すもので、高く評価できます。			
58	個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	b	a
<コメント> 日常生活支援については、個別支援計画や手順書などを策定して個別対応に重きをおくことにより、子ども一人ひとりのペースにあわせた支援が展開されています。日常生活スキルチェックに基づき課題は共有したうえで、しつけなど強制するのではなく、あくまで子どもの意思を優先しています。また登園時の検温や排泄時・おやつ時の手洗いは指示、誘導していますが、歯磨き等の習慣は組み込まれていません。大人へのあいさつは子供らしい自然体で無理のないものに見えました。 ※子ども一人ひとりのフェイスシートで、どのように個別の課題を把握しているか？ そこから何を旨とした個別支援計画となっているか？個別支援計画は、支援者側の価値観だけで策定されているのではなく、利用者の意向が明示されているか？などが問題として問われます。個別支援の理念は今日的な障がい福祉理念の最重要課題であり、部門を超えた専門職の合議や利用者・家族の同意等はもはや当然であって、それを超えた取組を期待します。			
A-2-(1) 食事		第三者評価結果	自己評価結果
-1	サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている	非該当	非該当
<コメント>			
-2	食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている	非該当	非該当
<コメント>			
-3	喫食環境（食事時間を含む）に配慮している	非該当	非該当
<コメント>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

A-2-(2) 衛生管理		第三者評価結果	自己評価結果
59	-1 子どもの快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b	a
<p><コメント></p> <p>施設内において衛生設備面への配慮(手洗い・歯磨き・トイレ等)が不足しています。また、壁紙のめくれ、壁の穴・破損などは放置されています。子どもが静かに遊びのできる空間、休息できる空間、年齢に応じて更衣のできる空間などを工夫して確保することが求められます。施設の外観及び周辺環境は、衛生上・美観上好ましいものと評価されます。事業所内部については、3店それぞれに特徴があり、橿原支店では大きなエア遊具で体幹機能が鍛えられる仕掛けがあり、天理本店では書籍が豊富に活用しやすいよう整えられています。菅原支店はやや空間が狭いながら、ここでもエア遊具があり、登園時にまず体を動かしてから落ち着かせるなどの工夫があります。また、子どもの状況によっては臨機に利用する支店を変える弾力的な運用が図られています。共通して指摘できる課題としては、各店とも、元気に走り回る子どもと、おちついて学習や遊びをしようとする子どものすみわけがうまくいっていません。また、床がコンクリート面にシートまたはカーペットを敷いたものとなっており、転倒時の事故が懸念されます。衛生面については各店舗とも子どもの手洗い設備が不足です。とくに橿原支店ではトイレ内の手洗いを使用している状況で、改善が求められます。そのほか、橿原支店では壁のクロスが随所ではがされたまま放置されていて殺伐とした感が否めないことと、窓も少なく換気量が不足気味です。</p>			
A-2-(3) 入浴		第三者評価結果	自己評価結果
	-1 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	-2 入浴は、利用者の希望に沿って行われている	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	-3 浴室・脱衣場等の環境は適切である	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
A-2-(4) 排泄		第三者評価結果	自己評価結果
60	-1 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。(一部適用)	c	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画に基づき、子ども一人ひとりに合わせた排泄介助・声掛けを行っています。しかしながら、トイレスペースは介助を考慮すると狭く内部での介助動作に支障がありそうです。また、施設内に洋式便器は1台づつかありません。性差への対応を考慮すると男女別のトイレや男子用小便器等の設置も検討することが求められます。本評価項目は心身に障がいをもつ利用者を“支援対象”とみて、その“介助”の質を問うものですが、放課後等デイサービスにおいては、もちろんそうした介助の質も一定必要としていますが、それ以上に子どもの養育支援という観点から評価する必要があります。その意味では、例えば①用便の場と手洗いの分離、②視覚障がいのある子どもが自力でトイレを利用出来るための設え、③性差の意識づけ、④ビクトサインの工夫、⑤男子の立位小便器への順応など、ハード面の改善を期待する課題は多岐に亘ります</p>			
61	トイレは清潔で快適である	c	a
<p><コメント></p> <p>トイレの清掃は保たれています。しかしながら、一部破損した扉やガムテープで補修したタンク等がありますが、応急補修がそのまま放置されるこのない取組が求められます。</p>			
A-2-(5) 衣服		第三者評価結果	自己評価結果
	-1 入所者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	-2 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である	非該当	非該当
<p><コメント></p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

A-2-(6) 理容・美容		第三者評価結果	自己評価結果
-1	利用者の判断能力に応じて、個性や好みを尊重し、選択について支援している	非該当	非該当
<コメント>			
-2	理髪店や美容院の利用について配慮している	非該当	非該当
<コメント>			
A-2-(7) 睡眠		第三者評価結果	自己評価結果
-1	安眠できるように配慮している	非該当	非該当
<コメント>			
A-2-(8) 健康管理		第三者評価結果	自己評価結果
62	-1 子どもの健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b	c
<コメント> 日頃のバイタルチェックは検温のみで健康状態を把握しており、子どものケガや健康状態の急変が生じた場合は、保護者に連絡することになっています。子どものかかりつけの病院を聞いたり、普段でも気になることがあれば送迎時や療育日誌で保護者に伝達したりしています。しかしながら、子ども一人ひとりに対し、障害に応じた健康に対する意識を向上させる健康管理について、職員研修が行われた記録は確認できませんでした。子どもの障害と疾病に関する知見と支援技術が求められます。			
63	-2 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	非該当	評価なし
<コメント> 現在、事業所を利用するこどもに医療的ケアが必要な子どもはいません。事業所近辺に提携できる医療機関との連携ができていません。将来的には看護師の配置などを検討しているとのことですが、緊急時に備えた体制作りが望まれます。			
	-3 内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている	非該当	非該当
<コメント>			
A-2-(9) 家族等との連携		第三者評価結果	自己評価結果
64	-1 子どもの家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b	c
<コメント> 家族との連絡は、日々の連絡帳や送迎時に日常の様子を説明するなど、迅速な情報交換を行っています。また、個別支援計画更新時の面談時に家族の要望や悩みなどの聞き取りを行っています。しかし、家族アンケートによれば、サービスには一様に満足し感謝する一方で、支援現場を見る機会がないことを指摘する人もいます。家族会や交流の場は設定されておらず、家族等との連携や交流イベントなどの取り組みが求められます。 ※奈良県の評価基準では、一般的な障害福祉事業を想定していて、本項目では専ら事業所における利用者の様子を家族等に丁寧に伝えるかを問うていますが、放課後等デイサービスでは、これに加えて、子どもと家族を総体として支援する観点がかかせません。その意味で、家族会の設置や相談事業の充実、個々の課題に応えるための多様な社会資源ネットワークの構築が求められます。			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

7 事業者の自己評価結果 (障害者・児施設 付加基準)

A-2-(10) 余暇・レクリエーション			
65	⁻¹ 余暇・レクリエーションについて、子どもの希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b	a
<p><コメント></p> <p>施設内でのモノづくりや料理、楽器遊びなどの取り組みは評価できますが、社会参加の機会は十分とは言えません。</p> <p>※奈良県の評価基準項目では、生活介護等の成人対象の障害福祉を想定していて、余暇・レクリエーションが“利用者の希望に沿って”行われているかを問うていますが、放課後等デイサービスにおいては、子どもの発達支援と地域共生の観点から、子どもの社会参加や学習のための支援が重要です。しかしながら学習支援については、それは学校の本分ですから、放課後等デイサービスとしては「塾機能」までは求められていません。学校との連携を深めて学校教育を補完し、その実効を上げる取組が求められます。放課後等デイサービスに求められるべきは、社会参加の部分でしょう。そうした意味で、余暇・レクリエーションの取組の充実、とりわけ学校が休暇となる時期のプログラムが重要ですが、現状は十分ではありません。</p>			
A-2-(11) 外出、外泊		第三者評価結果	自己評価結果
66	⁻¹ 外出について、子どもの希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b	a
<p><コメント></p> <p>普段の日常生活支援の中では、事業所近辺の社会資源(公園・河川・電車の車庫など)を利用しています。外出先の選択について、利用者本人の希望に沿うことは、現時点では地域資源の選択肢も十分ではなく実施できていません。しかしながら、子どもの状況等に応じて、他の事業所を利用できることが、この法人の強みとなっています。ご家族の希望もあって、学校の休暇期間に遠足の計画もあるようですが、まだ実施には至っていません。子どもの社会参加機会を増進する取組の実施を期待します。</p>			
	⁻² 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
A-2-(12) 所持金・預かり金の管理等			
	⁻¹ 所持金、預かり金、その他利用者の財産について、適切な管理体制が作られている	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	⁻² 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
	⁻³ 嗜好品(酒、たばこ等)については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている	非該当	非該当
<p><コメント></p>			
<p>評価対象A-3 発達支援 ※奈良県評価基準にはなし</p>			
A-3-(1) 発達支援		第三者評価結果	自己評価結果
67	⁻¹ 子どもの障がいの状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	b	b
<p><コメント></p> <p>法人の理念「ともに学び、ともに成長し、ともに生きるため」のもとに、基本方針の一つとして発達支援「ライフステージに応じた可能性を引き出し、自立して行くための力をつける支援」に力を入れ、子ども一人ひとりに目を向けた支援が行われています。保護者の中にも子どもの発達支援に関する強い要望が散見されます。しかしながら放課後等デイサービスの現場においては、職員は子どもの自発的な意思を尊重することをより重視して支援に努めています。この姿勢は、子ども個々の発達過程を追うための第三の居場所として継続することが期待されます。その中においても、職員には支援の専門職として障がいに関する知見を高めて、子どもたちの最善の利益を目標とした自立支援が求められています。“できること”を一つひとつ積み重ねて、保護者の期待に沿うとともに、エンパワメントの理念に沿った本当の意味の発達支援の追求を期待します。</p>			
68	⁻² 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	c	c
<p><コメント></p> <p>放課後等デイサービスの各事業所には複数の保育士等の配置は現実的ではなく、本項目が求める課題を求めることは難しい事情があります。</p> <p>しかしながら、支援を必要とする子どもの養育支援という、重要な職責です。高い専門性を育み、子どもへの愛を共有する一方、抱え込んだ悩みや疑問を相互に解放するためにも、なんらかの取組が期待されます。</p>			

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

6 利用者調査の結果(別紙)

8 第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成29年12月から第三者評価の取組みをスタートし、管理者を中心として、コンサルタント、社会保険労務士、行政書士等の先生方の協力体制を得て、取組みを開始致しました。管理者は、普段とは違った場所で外部の協力会社様との打合せを行い、社内に持ち帰っては、日常業務が多忙な中で、出された課題を解決する為の案を考えていきました。出勤日の大半の午前中を検討会議に消費し、徐々に考えることに疲れを見せ始め、途中でネガティブな発言も出てきたと感じておりました。しかし、優秀な彼ら彼女達は、持ち前の人を思う優しさ、一步人よりもぬきんでる秀でた考えをもって、常識を疑う視点を持ち、改善に取り組んでくれました。彼ら彼女達が頑張った証は、今、全社のスローガンとして、「明日は今日と違う自分になる」という毎日変化に取り組むチャレンジ精神と、頭で考えるだけでなく実行すること、試してみることに失敗はない、という精神の礎を築いてくれたと感じております。評価の結果は、まだまだ改善の余地が残っていますが、第三者評価の取組みを通じて培った力は、当社を根底から支えてくれる根となり、さらに事業を伸ばしていく立派な幹となることを信じて、株式会社ぐりん職員一同は、社会に貢献できる企業を目指し、変化の経営を続けて参りたいと考えております。